# I 骨格

○ 全ての構成員を対象とした「協議会規約」と、一部の構成員を対象とした「タスクフォース規則」 とに分かれる。

### II 協議会全体の通則(協議会規約)

- 1 協議会の運営関係
- (1)協議会の内部組織は、「総会」、「運営委員会」「事務局」の3つ(第4章)
- (2)総会は、全ての構成員で構成
  - ①規約の改正は総会議決事項(10② I)
  - ②電子的手段による開催も可(10⑦)
- (3) 運営委員会は、「本部長等」(CS 戦略本部長(内閣官房長官)及びその委嘱を受けた国務大臣)により運営(11②)
  - ①電子的手段による開催も可(11⑦)
  - ②実際の業務は NISC 副センター長及び戦略本部員閣僚の課長級の専決事項とすることを想定
- (4)事務局は、NISC (協議会の庶務)及び政令指定法人 JPCERT/CC (連絡調整)により運営(12)
- 2 協議会の構成員
- (1)協議会の構成員は、「本部長等」及び「加入構成員」に分かれる(2 III・IV、5)
- (2)構成員になろうとする者は、運営委員会の承認を得て、加入構成員となる(6①、11③ I) 第1GSOC 加盟機関については、通知で足りる(6⑤)
- (3)構成員は、協議会の情報を取り扱う「事務従事者」を全て登録しなければならない(2 V、6⑥)
- (4)構成員は、その協議会事務従事者に対し緊急時の迅速な対応の権限をあらかじめ付与するよう努める(6⑦)
- (5) 構成員の名簿は公表される。ただし、公表を望まない加入構成員については記載しない(25)
- 3 情報提供等協力の求め (第7章等)
- (1) 法第 17 条第 3 項の規定に基づく情報提供等の協力の求めは、大規模なサイバー攻撃の発生等の場合に限定(23)
- (2)協力の求めは、運営委員会の議決により行う(11③IV)
- 4 情報共有活動
- (1) 協議会における情報共有は、JPCERT/CC が指定する協議会システム(CISTA システム)を利用 (2 XIII、14①)
- (2)協議会の庶務を処理する NISC 基本戦略第2グループは、原則として、協議会システムへの投稿 にアクセスしない(14③)
- (3) 事務局は、その取扱う情報を、協議会の活動目的以外の目的で利用してはならない(19①) 構成員は、原則として、協議会から提供された情報を、自らのサイバーセキュリティを確保する 目的以外の目的で利用してはならない(19②)

ただし、共助等を目的とする法人その他の団体(ISAC やセプター事務局等)は、守秘義務に反

しない範囲で、共助等の対象となる組織 (ISAC 会員、セプター構成員等) のサイバーセキュリティ確保目的で利用可能 (19④、22②、③)

- (4)構成員は、任意に行う情報の提供に際し、共有範囲を指定することができる(17①、19②) 事務局を含め、何人も、当該構成員の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を 行ってはならない(17①)
- (5) 事務局は、構成員への情報の提供に際し、共有範囲を指定することができる(17②、③)
- (6) 構成員は、秘密情報の受領を希望しない場合は、受領拒否の設定を行うことができる(18⑤)
- (7)構成員のうち特定連携構成員(第1GSOC、第2GSOC 加盟機関)は、政府機関横断構成員(GSOC) を経由して、協議会における情報共有活動を行う(2 XI、21)
- (8) 構成員(特定連携構成員を除く。)は、原則として、構成員となったとき、併せて、協議会とは別の事業として JPCERT/CC が提供する早期警戒情報提供サービス (JPCERT/CC 脅威情報分析支援サービスを想定)の登録を受けたものとみなす (2 XIV、15)

# Ⅲ タスクフォースの特則(協議会規約第 24 条等、タスクフォース規則)

- (1)協議会に、協議会の活動に積極的に貢献する意欲と能力を有する構成員のみが参加するタスクフォースを置く。
- (2) 外国の法人等は、原則として24条タスクフォースには参加できない。
- (3) タスクフォースの内部の取り決めはタスクフォースに参加する構成員による自治運営に委ねられる。
- (4) タスクフォースに参加する構成員は、以下の2つに分類される。
- ①第一類構成員

他の第一類構成員等から提供される情報に対するフィードバックを積極的に行うことに加え、自らも積極的に情報を提供する。

②第二類構成員

第一類構成員等から提供される情報に対するフィードバックを積極的に行う。

(5) タスクフォースに参加する構成員になろうとする者は、タスクフォースの承認を得て、第一類構成員又は第二類構成員となる。

以上

# サイバーセキュリティ協議会規約

平成31年4月1日制定

# 第1章 総論

第1条 サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号、以下「法」という。)第 17条第1項の規定に基づき、サイバーセキュリティ協議会を組織する。

### (定義)

- 第2条 本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとする。
  - 一 協議会 法第17条第1項に規定するサイバーセキュリティ協議会
  - 二 本部長等 法第28条第1項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣
  - 三 加入構成員 法第17条第2項及び本規約第6条の規定に基づき加えられた構成員
  - 四 構成員 本部長等たる構成員及び加入構成員
  - 五 協議会事務従事者 法第 17 条第 4 項にいう協議会の事務に従事する者(従事する可能性がある者を含む。)
  - 六 NISC 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
  - 七 JPCERT/CC 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
  - 八 重要社会基盤事業者 法第3条第1項に規定する重要社会基盤事業者(国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者)
  - 九 サイバー関連事業者 法第7条に規定するサイバー関連事業者 (インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者)
  - 十 政令指定法人 JPCERT/CC 法第 31 条第 1 項第 2 号及びサイバーセキュリティ基本 法施行令 (平成 26 年政令第 400 号) 第 5 条に基づき事務の委託を受けた法人としての JPCERT/CC
  - 十一 政府機関横断構成員 政府横断的な情報収集、攻撃等の分析・解析、各政府機関への助言及び各政府機関の相互連携促進及び情報共有等の業務を行う者として運営委員 長が指定する構成員
  - 十二 特定連携構成員 構成員のうち、国の関係行政機関の長(当該国の関係行政機関の 長が内閣総理大臣の場合にあっては、担当する部局の長)、独立行政法人の長、指定法 人の代表者であって、政府機関横断構成員と連携する者
  - 十三 協議会システム 協議会における情報共有を行うために用いられる情報システム

として政令指定法人 JPCERT/CC が指定するもの

十四 早期警戒情報提供サービス JPCERT/CC が協議会システムと互換性がある情報システムを用いて協議会とは別の事業として行う早期警戒情報の提供サービスであって、政令指定法人 JPCERT/CC が指定するもの

(目的)

第3条 協議会は、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者、大学その他の教育研究機関等のうち、我が国のサイバーセキュリティに対する脅威に積極的に対応する意思を有する多様な主体が相互に連携して、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(活動)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
  - ー サイバーセキュリティに関する脅威情報等の共有及び分析
  - 二 前号の共有及び分析に基づき我が国のサイバーセキュリティを確保するために必要な情報の作出及び共有
  - 三 前各号の活動に資する関係者間の連携の促進
  - 四 前三号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動
- 2 協議会は、前項に規定する活動を行うにあたって、次の各号に掲げる情報その他のサイバーセキュリティの確保に資する情報を取り扱うものとする。
  - 一 サイバー攻撃による被害発生の動向等に関する情報
  - 二 サイバー攻撃の攻撃手法等に関する情報
- 3 協議会は、特に、協議会事務従事者には法第 17 条第 4 項及び法第 38 条に基づき罰則により担保された守秘義務が適用されるという協議会の特徴を最大限に活かし、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者、大学その他の教育研究機関等の多様な主体が、サイバーセキュリティに関する事象発生前の疑いの段階においても、協議会に対し、これに関する連絡、相談等を気兼ねなく安心して行うことができるよう、運用において特に配慮するものとする。

#### 第2章 構成員の加入等

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、構成員をもって構成する。

(構成員の加入等)

第6条 構成員になろうとする者は、本規約に同意の上、運営委員会が定めるところにより、

運営委員会に対して入会の申込みを行い、運営委員会の承認を得たときに構成員となる ものとする。何人も、自らの意に反して、入会の申込みを行うことを強要されることはな い。

- 2 前項の申込みを行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(法人その他の団体又は個人を含む。)とする。
  - 一 法第17条第2項各号に掲げる者(国の行政機関に関しては、府省に限るものではなく、庁、委員会等も含む。)
  - 二 第3条に規定する協議会の目的及び第4条第1項に規定する活動内容に賛同する者
- 3 運営委員会は、第3条に規定する協議会の目的の達成又は第4条第1項に規定する協議会の活動に支障を生じるおそれがあると認める場合は、第1項の申込みを行った者に対して入会の承認をしない場合がある。この場合において、承認をしなかった理由等を開示することが我が国のサイバーセキュリティ確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合等には、理由等を開示しないことがある。
- 4 次のいずれかに該当する加入構成員は、第 24 条に規定する 24 条タスクフォースに参加することができない。ただし、我が国におけるサイバーセキュリティの確保にとって特に重要な貢献をなす意欲及び能力並びに長年の我が国におけるサイバーセキュリティに関する官民の様々な公益的取組みへの積極的な協力の実績を有するものであり、かつ、協議会の事務に関して知り得た秘密の保持について高度の信頼をおくことができるものとして運営委員会が特別に承認したものについては、この限りでない。
  - 一 日本の国籍を有しない人
  - 二 外国政府又はその代表者
  - 三 外国の法人又は団体
  - 四 法人又は団体であって、第一号から第三号までに掲げる者(以下この号において「外国法人等」という。)がその議決権の過半数を有するものその他これに準ずる事情があると認められるもの(当該外国法人等が当該加入構成員の経営等を支配しているとは明らかに認められないものを除く。)
- 5 国の関係行政機関の長(当該国の関係行政機関の長が内閣総理大臣の場合にあっては、 担当する部局の長)であって、政府機関横断構成員と連携する者は、構成員になろうとす るときは、本規約に同意の上、運営委員会の定めるところにより、運営委員会に対して入 会の通知を行い、運営委員会が当該通知を受領したときに、第1項に基づき運営委員会か ら承認されたものとみなす。
- 6 加入構成員は、協議会への入会にあたって、運営委員会が定めるところにより、当該加入構成員及びその受託者(再受託者等を含む。)の役職員(派遣労働者を含む。)であって、協議会の情報(法第17条第4項に基づく守秘義務の対象となる秘密情報に限る。)を取り扱う(取り扱う可能性がある場合を含む。)協議会事務従事者を全て登録しなければならない。

- 7 加入構成員は、協議会事務従事者に対し、必要性及び緊急性が生じた場合において当該 協議会事務従事者の判断で協議会に対して情報提供及び相談を迅速に行う権限をあらか じめ付与するよう努めるものとする。
- 8 加入構成員は、第6項に規定する協議会事務従事者を変更しようとするときは、予め協議会事務局に対しその旨を届け出るものとする。ただし、予め届け出ることが困難である特別の理由がある場合は、協議会事務従事者の変更後速やかに協議会事務局に対し届け出るものとする。

# 第3章 構成員の脱退等

(協議会からの脱退)

第7条 加入構成員は、運営委員会が定めるところにより、事務局に対し退会の届出を行う ことで、協議会を脱退することができる。

### (加入構成員の除名)

- 第8条 運営委員会は、加入構成員(当該構成員の第6条第6項に規定する協議会事務従事者を含む。)が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、運営委員全員の同意を得て、当該加入構成員を除名することができる。
  - 一 法又は本規約その他協議会が定める規則等に違反した者
  - 二 協議会もしくは構成員の名誉を傷つけ、または協議会の目的に反する行為をした者
  - 三 法令又は公序良俗に違反した者
  - 四 反社会的勢力や団体又はその関係者であると認められる者
  - 五 協議会の目的と協調しがたい事業等に関与したと認められる者
  - 六 その他除名すべき特別の理由があると認められる者
- 2 運営委員会は、構成員(当該構成員の協議会事務従事者及び当該構成員から第22条第 2項又は第3項に基づき情報提供を受けた非構成員(当該非構成員の協議会事務従事者 を含む。)を含む。)が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、直ち に、運営委員会が定めるところにより、運営委員の4分の3以上の賛成をもって、当該構 成員に対する情報共有等を制限することができる。
  - 一 協議会の事務遂行上取得した情報を漏えいした疑いがあると認められる者
  - 二 前項各号のいずれかに該当する疑いがあると認められる者

#### (構成員たる資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、加入構成員は、死亡し若しくは失踪宣告を受け又は解散したと きは、その資格を喪失する。

# 第4章 協議会の運営等

#### (総会)

- 第10条 協議会は、原則として毎年、構成員による定時総会を開催するものとする。また、 運営委員会が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる(以下、定時総会及 び臨時総会をあわせて「総会」という。)。
- 2 総会においては、以下の事項を実施する。
  - 一 本規約 (別表 1 を除く。) 又は第 18 条第 6 項に基づき規定する情報管理規定の改正 の決議
  - 二 本協議会の活動・運営に関する報告
  - 三 運営委員会において総会に付議すべきものと決議した事項
- 3 総会の招集及び議事進行は、運営委員長が行う。
- 4 総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。
- 5 総会は、すべての構成員の議決権の過半数を有する構成員の出席もしくは委任状の提 出をもって成立する。
- 6 第2項のうち、議決が必要な事項については、総会に出席した構成員の過半数の賛成を もって成立するものとする。ただし、運営委員全員が反対した場合はこの限りではない。
- 7 総会は、必要に応じて、電子的手段により開催することができる。

#### (運営委員会)

- 第11条 協議会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、本部長等が法第17条第1項及び第2項に基づき、協議会を組織すること及び構成員を加えることができることに鑑み、別表1に掲げる本部長等を運営委員として構成する。なお、運営委員である国の関係行政機関の長において、当該行政機関自身のサイバーセキュリティの確保を担当する部局が第6条の規定に基づき協議会への入会を別に行うことは妨げない。
- 3 運営委員会は、協議会の運営上必要な事項として次に掲げる事項に関する業務を行う。 ただし、政令指定法人 JPCERT/CC が行う構成員間の連絡調整に関すること及び 24 条タ スクフォースの業務に関すること(第6条第4項に関することを除く。)を除く。
  - 一 加入構成員の入会の承認及び退会申込みの受付に関すること
  - 二 加入構成員の除名及び加入構成員たる資格の喪失に関すること
  - 三 構成員に対する情報共有等の制限に関すること
  - 四 第23条に基づく情報提供等協力の求めに関すること
  - 五 本規約(別表1に限る。)の改正に関すること
  - 六 前各号に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関すること
- 4 運営委員会は、前項の業務を行うにあたって必要があると認めるときは、政令指定法人

JPCERT/CC その他当該業務に関して十分な知識又は経験を有する者等の意見を聴くことができる。

- 5 運営委員会に、運営委員長を置き、サイバーセキュリティ戦略本部長をもって充てる。
- 6 運営委員会の定足数は運営委員の過半数とし、決議は、出席した運営委員の過半数をもって行うこととする。運営委員は、各1個の議決権を有するが、議決について特別の利害 関係を有するときは、議決権を有しないものとする。
- 7 運営委員会は、必要に応じて、電子的手段により開催することができる。
- 8 運営委員長は、運営委員会の業務を総理し、運営委員会を招集する。
- 9 運営委員長は、協議会の目的及び活動に照らし必要があると認めるときは、第6項に基づく運営委員会の議決を拒否することができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営及び手続に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

#### (事務局)

- 第12条 協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、NISC 及び政令指定法人 JPCERT/CC が務める。
- 3 NISC 基本戦略第2グループは、事務局として、協議会の庶務を処理する。なお、NISC において基本戦略第2グループ以外のグループが第6条の規定に基づき協議会への入会 を行うことは妨げない。
- 4 政令指定法人 JPCERT/CC は、第4条第1項第1号に基づく情報共有等を行うため、 構成員を含む関係者間の連絡調整を行うものとする。

(準用)

第13条 第6条第6項から第8項までの規定については、本部長等たる構成員及び事務局 に対して準用する。

## 第5章 情報共有システムの利用

(情報共有システムについて)

- 第14条 構成員(特定連携構成員を除く。)は、協議会における情報共有について協議会システムを利用することとし、当該システムの利用にあたり、当該システムに適用される利用規約を遵守しなければならない。
- 2 協議会システムの管理権限は、政令指定法人 JPCERT/CC が有する。管理権限を有する政令指定法人 JPCERT/CC に限り、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、協議会システムにおける全ての投稿にアクセスすることができる。
- 3 協議会の庶務を処理する NISC 基本戦略第2グループは、協議会システムの利用者間

で発生した紛争等を裁定する必要がある場合、又は、協議会の庶務を処理する上で必要な場合に、当該目的を達成するために当該システムにおける必要最小限度の投稿にアクセスすることができる。この場合において、NISC 基本戦略第2グループは、運営委員会に付議すべき案件があると思料するときは、運営委員会に対し、必要最小限度の情報を提供することができる。

4 協議会における情報共有に当たって、本規約と第1項の利用規約との間に矛盾・抵触する規定がある場合は、本規約の規定が優先するものとする。

(早期警戒情報提供サービスについて)

第15条 構成員(特定連携構成員を除く。)は、構成員となったときに、併せて、早期警戒情報提供サービスの登録を受けたものとみなし、JPCERT/CC から早期警戒情報の提供を受けるものとする。ただし、当該構成員が構成員となるにあたって、運営委員会が定めるところにより別段の意思表示を行った場合はこの限りではない。

# 第6章 情報共有活動

(事務局と構成員との情報共有)

- 第 16 条 事務局は、JPCERT/CC から提供される情報、構成員から直接提供される情報、 構成員以外の者から直接提供される情報を取り扱うこととする。
- 2 事務局は、構成員に対し、サイバーセキュリティの確保に資する情報を随時提供するものとする。
- 3 構成員は、事務局に対し、サイバーセキュリティの確保に資する情報を任意に提供することができる。構成員は、第4条第3項の規定の趣旨に鑑み、自組織内において収集・分析した情報のみでは情報システムの被害の内容・範囲を検知または認知するに至っておらず、平常時に比して直感的な違和感があるといった程度にとどまる早期・初動の時点においても、国内外における類似関連情報その他の有益な助言や情報を、専門的知見を有する政令指定法人 JPCERT/CC や他の構成員から得ることを目的として、事務局に対する相談に伴い、情報を提供することができる。

(情報の共有範囲の指定)

- 第17条 構成員は、事務局に対し任意に情報を提供するに際し、当該情報の共有範囲を指定することができる。事務局を含め、何人も、当該構成員の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を行ってはならない。
- 2 事務局は、構成員に対し情報を提供するに際し、当該情報の共有範囲を指定することができる。何人も、事務局の同意を得ることなく、当該共有範囲を超えて情報の共有を行っ

てはならない。

3 事務局は、前条第2項の規定に基づき提供する情報の中に、同条第3項の規定に基づき 任意に提供された情報が含まれるときは、当該情報を提供した構成員の同意を得ること なく、第1項の規定に基づき当該構成員が指定した共有範囲を超えて、前項に規定する情報の共有範囲を指定してはならない。

#### (秘密の管理)

- 第 18 条 構成員は、事務局に対し任意に情報を提供するに際し、法第 17 条第 4 項に規定する秘密の有無を明示することとする。
- 2 事務局は、構成員に対し情報を提供するに際し、法第 17 条第 4 項に規定する秘密の範囲を明示することとする。
- 3 事務局は、法第17条第4項に規定する秘密を含む情報については、前条の規定に基づき指定する当該情報の共有範囲に、第6条第6項及び第8項(第13条に基づき準用する場合を含む。)の規定によりあらかじめ協議会事務従事者を登録した構成員以外の構成員を含めてはならない。
- 4 事務局及び構成員は、法第17条第4項に規定する秘密を含む情報を、第6条第6項及び第8項(第13条に基づき準用する場合を含む。)の規定によりあらかじめ協議会事務従事者として登録した者以外に取り扱わせてはならない。
- 5 構成員は、法第17条第4項に規定する秘密の受領を希望しない場合にあっては、運営 委員会が定めるところにより、事務局に対し秘密の受領を拒否する旨届け出ることがで きる。
- 6 事務局及び構成員は、前各項に定めるもののほか、別途協議会が定める情報管理規定に 基づき法第17条第4項に規定する秘密を取り扱うものとする。

#### (情報の利用の目的)

- 第19条 事務局は、協議会の事務を通じて知り得た情報を、第4条第1項に規定する協議会の活動目的以外の目的で利用してはならない。政令指定法人 JPCERT/CC は、協議会の事務を通じて知り得た情報を、協議会とは別の事業(早期警戒情報提供サービスを除く。)の活動目的で利用してはならない。
- 2 構成員は、協議会の事務を通じて知り得た情報を、自らのサイバーセキュリティを確保する目的以外の目的で利用してはならない。第 16 条第 3 項の規定に基づき情報を提供する構成員は、自ら任意に提供する情報が自ら又は情報の原提供者に対する犯罪捜査、行政処分、行政調査又は行政指導のために用いられるおそれがあると思料するときは、該当する捜査機関、監督官庁等を、第 17 条第 1 項の規定に基づき指定する情報の共有範囲からあらかじめ除外することができる。
- 3 構成員は、前項の規定にかかわらず、第17条に規定する情報の共有範囲が指定されて

いない情報について、普及啓発の目的で利用することができる。

4 複数の組織間の共助等を目的とする非営利の法人その他の団体である構成員は、第2項の規定にかかわらず、協議会の事務を通じて知り得た情報を、法第17条第4項に規定する守秘義務に反しない範囲で、かつ、第17条に規定する情報の共有範囲の指定の範囲で、当該法人その他の団体が共助等の対象とする組織(法第17条第2項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当する者に限る。)のサイバーセキュリティを確保する目的で利用することができる。

#### (事務局を介さない情報共有)

第20条 構成員が協議会の事務の一環として他の構成員との間で情報の共有を行おうとするときは、事務局を通じて行うこととし、構成員の間における直接の情報共有は、特別の理由がある場合に限って行うこととする。この場合において、第16条から第19条までの規定(第16条第1項及び第2項、第17条第2項及び第3項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第1項を除く。)は、構成員の間における直接の情報共有について準用する。

## (特定連携構成員との情報共有)

第21条 特定連携構成員は、協議会の事務の一環として事務局又は他の構成員との間で情報の共有を行おうとするときは、政府機関横断構成員を経由してこれを行うものとする。

#### (非構成員との情報共有)

- 第22条 第16条第3項の規定は、構成員以外の者(以下「非構成員」という。) について 準用する。この場合において、第17条から第19条までの規定は、非構成員から事務局 に対し任意に提供された情報の取り扱いについて準用する。
- 2 事務局は、第 19 条第 4 項の規定に基づき非構成員のサイバーセキュリティを確保する 必要がある場合その他構成員を介して非構成員に対して情報を提供する必要があると認 める場合には、法第 17 条第 4 項に規定する守秘義務に反しない範囲で、第 17 条第 2 項 に規定する情報の共有範囲に、当該非構成員を追加することができる。
- 3 事務局は、第19条第4項の規定に基づき非構成員のサイバーセキュリティを確保する 必要がある場合その他構成員を介して非構成員に対して情報を提供する必要があると認 める場合であり、かつ、当該非構成員に対し法第17条第4項に規定する秘密を含む情報 を提供する緊急の必要があると認めるときは、第18条第3項及び第4項の規定にかかわ らず、第17条第2項に規定する情報の共有範囲に、当該非構成員を追加することができ る。なお、当該追加を行った場合には、当該非構成員は、当該情報を取り扱った協議会事 務従事者を当該構成員を介して全て事務局に事後すみやかに届け出るものとし、事務局 は、当該非構成員に情報を提供するにあたって、当該届出が必要となる旨を当該構成員を

介して予め通知するものとする。また、当該非構成員は、届け出た協議会事務従事者以外 の者に当該情報を取り扱わせてはならない。

- 4 第17条第3項(第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、第2項又は前項の規定に基づき事務局が情報の共有範囲の追加を行う場合における当該情報の中に第17条第1項(第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき任意に提供された情報が含まれる場合について準用する。
- 5 第 17 条第 2 項及び第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 2 項の規定により事務局から情報の提供を受けた非構成員について準用する。
- 6 第17条第2項、第18条第6項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第3項の規定により事務局から情報の提供を受けた非構成員について準用する。

# 第7章 情報提供等協力の求め

(協議会からの協力の求め)

- 第23条 協議会は、次の各号に掲げる場合に限り、構成員に対して、法第17条第3項に 基づく情報提供等の協力の求めを行うものとする。
  - 一 大規模なサイバー攻撃が発生するなど、情報提供等の協力を求める特別の必要性が 認められる場合又はこれに準ずる状況であると認められる場合
  - 二 構成員にとって協議会による求めがなければ提供することができない情報を提供する場合であって、当該構成員が協議会による協力の求めを受けることについて同意している場合
- 2 協議会は、前項の規定に基づき情報提供等の協力の求めを行うにあたっては、必要に応じて、当該協力の求めの目的及び当該求めに基づき取得した情報の共有範囲を明示する ものとする。

# 第8章 タスクフォースに関する特則

(タスクフォース)

- 第24条 協議会に、24条タスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を置く。
- 2 タスクフォースは、政令指定法人 JPCERT/CC 及び次項に基づき追加された者をもって構成する。
- 3 タスクフォースは、第4条第1項第1号及び同項第2号に規定する活動に積極的に貢献する意欲と能力を有する者として承認した者をタスクフォースに加えることができる。 何人も、自らの意に反して、当該承認の申込みを行うことを強要されることはない。
- 4 タスクフォースを構成する者 (タスクフォースが定める要件に該当する者に限る。) は、 第19条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、タスクフォースが定めるところによ

- り、タスクフォースの事務の遂行上取得した情報について、法第 17 条第 4 項に規定する 守秘義務に反しない範囲で、第三者のサイバーセキュリティ確保のために用いることが できる。
- 5 タスクフォースの組織及び運営に関することは、タスクフォースにおいて定める。タスクフォースは、タスクフォースを構成する者に対してのみ適用されるものに限り、本規約の特則を設けることができる。当該特則は、タスクフォースを構成する者以外の構成員に対しては効力を生じない。

# 第9章 雑則

(構成員の公表)

第25条 協議会は、運営委員会が定めるところにより、本規約及び構成員の名簿を公表するものとする。この場合において、協議会は、公表を望まない加入構成員の名称等を、当該公表する名簿に記載してはならない。

(サイバーセキュリティ戦略本部との連携)

第26条 協議会は、必要があると認めるときは、我が国のサイバーセキュリティ確保に関する事項について、サイバーセキュリティ戦略本部との連携を図るものとする。

(協議会における議事等について)

- 第27条 総会、運営委員会及びタスクフォースの議事は原則非公開とする。
- 2 構成員の間で共有される情報のうち、情報共有の範囲が指定されているものについて は、非公開とする。

(免責)

- 第28条 協議会及び構成員は、協議会の活動として提供した情報の正確性を保証しないものとする。
- 2 協議会及び構成員は、協議会の活動として提供した情報に基づき、情報提供者以外の者 に損害が発生したとしても、当該損害について一切の法的責任を負わないものとする。た だし、故意又は重過失による場合はこの限りではない。
- 3 政令指定法人 JPCERT/CC は、協議会システムの利用又は協議会システムの利用の停止、休止、中断、制限若しくは通信回線の障害等によりシステムを利用した構成員又は他の第三者が被った損害について一切の法的責任を負わないものとする。

(違反に関する報告)

第29条 構成員は、協議会において取り扱われる情報の漏えい、共有範囲の逸脱、目的外

利用をはじめとする法令、本規約その他関係規則の違反があると思料するときは、NISC 基本戦略第2グループに対してその旨連絡することができる。

## (個人情報の取扱い)

第30条 協議会の庶務を処理するにあたって NISC が取得する個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定する個人情報をいう。)の取扱いに関しては、別途 NISC が定めるプライバシーポリシーに従うものとする。

# 附則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成 33 年 4 月 1 日までの協議会への入会申込みについては、運営委員会が定めるところにより、運営委員会が定める期間に限って協議会への入会申込みの募集を実施することとし、構成員になろうとする者は、当該期間中に限り、入会の申込みを行うことができるものとする。この場合において、運営委員会は、当該期間を、あらかじめ運営委員会の定めるところにより公表しなければならない。

# 別表1 運営委員一覧

サイバーセキュリティ戦略本部長 (内閣官房長官)

サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣

国家公安委員会委員長

総務大臣

外務大臣

経済産業大臣

防衛大臣

情報通信技術(IT)政策担当大臣

東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当大臣

## 24条タスクフォース規則

平成31年4月1日 24条タスクフォース決定

(タスクフォース参加者の区分)

- 第1条 24条タスクフォース(以下「タスクフォース」という。)に参加する者は、政令指定法人 JPCERT/CC のほか、第一類構成員及び第二類構成員の2つの区分により構成する。
  - 一 第一類構成員 構成員のうち、他の情報共有体制に参加又は運営する主体であって、サイバーセキュリティ協議会規約(以下「規約」という。)第4条第1項第1号及び同項第2号に定める活動に積極的に貢献する能力と意欲を有する者として、サイバーセキュリティの確保に資する情報を積極的に提供することができる者
  - 二 第二類構成員 構成員のうち、第一類構成員等(政令指定法人 JPCERT/CC 及び第 一類構成員をいう。以下同じ。)から提供される情報に対し一定の応答を行うことができる能力と意欲を有する者

#### (タスクフォースの業務)

- 第2条 タスクフォースは、規約第4条第1項第1号及び同項第2号に掲げる協議会の活動として、サイバーセキュリティに関する脅威情報等の積極的な共有及び分析を行い、我が国のサイバーセキュリティを確保するために必要な情報の作出及び共有を積極的に行うものとする。
- 2 前項に規定するものの他、タスクフォースの運営に関する事項は、別途タスクフォース において定める。

#### (地位の取得)

第3条 第一類構成員又は第二類構成員になろうとする構成員は、別途タスクフォースが 定めるところにより、タスクフォースに対して申込みを行い、タスクフォースの承認を得 たときに第一類構成員又は第二類構成員となるものとする。

#### (情報提供等の協力の求め)

第4条 協議会は、規約第23条第1項の規定にかかわらず、第一類構成員又は第二類構成員に対して情報提供等の協力を求める必要があると認められる場合には、別途タスクフォースが定めるところにより、法第17条第3項に基づく情報提供等の協力の求めを行うものとする。

### (情報提供の範囲に関する留意事項)

第5条 タスクフォース参加者は、タスクフォースが高度な信頼関係に基づき機微性の高い情報をタスクフォースの中で共有することに鑑み、タスクフォース参加者以外の構成 員にとって不要な情報を当該構成員に対し提供しないよう留意しなければならない。

#### (第一類グループ)

- 第6条 タスクフォースに、第一類グループを置く。
- 2 第一類グループは、第一類構成員等をもって構成する。
- 3 第一類グループによる情報の提供に関することその他第一類グループの運営に関する ことは、第一類グループが定める。

#### (情報提供等の協力の求め)

第7条 協議会は、規約第23条第1項の規定にかかわらず、第一類構成員に対して情報提供等の協力を求める必要があると認められる場合には、別途第一類グループが定めるところにより、法第17条第3項に基づく情報提供等の協力の求めを行うものとする。

## (規約第24条に基づきタスクフォースが定める要件)

第8条 規約第24条第4項に規定するタスクフォースが定める要件は、第一類構成員等であることとする。

## (タスクフォース等の庶務)

第9条 タスクフォース及び第一類グループの庶務は、NISC 基本戦略第2グループが務める。この場合において、NISC 基本戦略第2グループは、規約第12条第3項及び規約第14条第3項の規定の適用を除外されるものではない。